

## 2 盛土規制法を踏まえた 栃木県土砂条例の見直し

# 盛土規制法と土砂条例～全体～

	盛土規制法		土砂条例
<b>目的</b>	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による <b>災害の防止</b> のため必要な規制を行うことにより、 <b>国民の生命及び財産の保護</b> を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、 <b>土壌の汚染及び災害の発生を防止</b> し、もって <b>県民の生活の安全を確保</b> するとともに、 <b>生活環境の保全</b> を図ることを目的とする。
<b>区域</b>	<b>宅地造成等工事規制区域（宅造区域）</b> 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリア	<b>特定盛土等規制区域（特盛区域）</b> 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）	指定なし = <b>県土全域</b>
<b>許可対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 m超の崖を生ずる盛土</li> <li>・ 2 m超の崖を生ずる切土</li> <li>・ 500㎡超の切土又は盛土 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 m超の崖を生ずる盛土</li> <li>・ 5 m超の崖を生ずる切土</li> <li>・ 3,000㎡超の切土又は盛土 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,000㎡以上埋立て等（県条例）</li> <li>※500㎡又は1,000㎡以上、 下限値なし埋立て等（市町条例）</li> <li>※県条例適用除外市町あり</li> </ul>
<b>安全基準 （土壌汚染等）</b>	基準なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カドミウム、ヒ素等項目に応じた基準あり</li> <li>→搬入土砂等分析、 水質検査及び地質検査</li> </ul>
<b>土砂等搬入 関係規制</b>	なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂等の搬入の届出</li> <li>・ 土砂等管理台帳の作成</li> <li>・ 搬入車両への表示</li> </ul>

# 盛土規制法と土砂条例～許可対象行為の区別～

## 盛土規制法

※災害の発生するおそれがないと認められる工事は規制対象外  
例) 盛土又は切土の厚さが30cmを超えないもの

### 許可対象となる盛土等の規模

**赤文字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖※を生ずるもの	②切土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

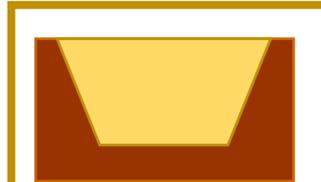
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

#### <一時的な土石の堆積>

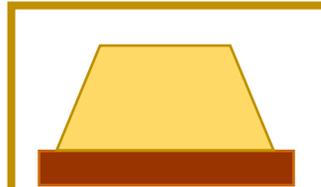
例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となるもの	⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となるもの
イメージ図		

## 土砂条例



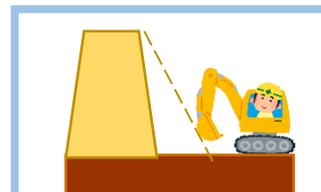
埋立て



盛土



一時たい積



切土

許可対象

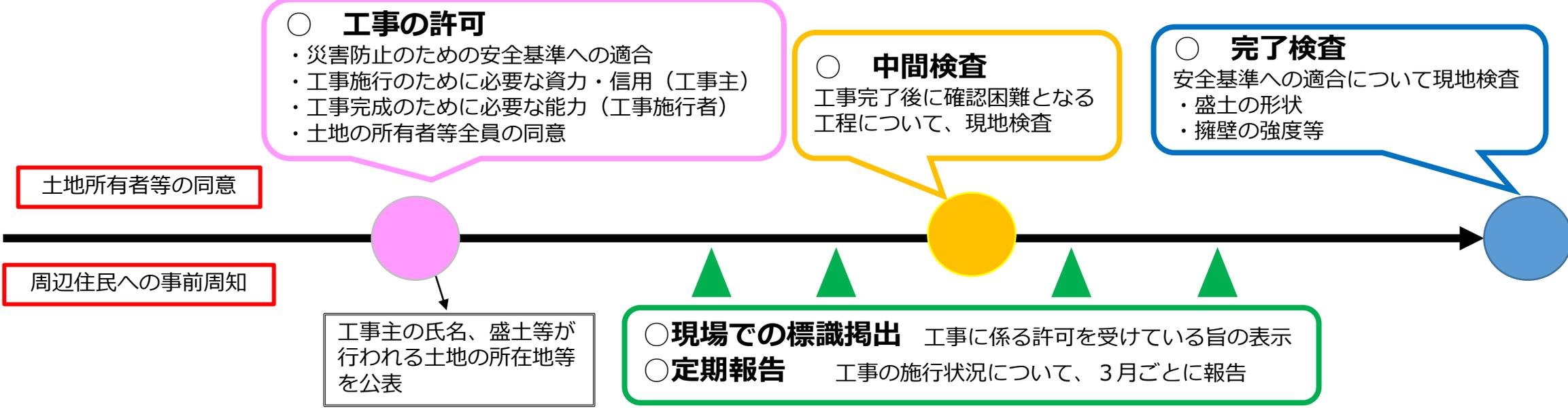
3,000㎡  
以上の面積

※区域外からの  
土砂搬入を  
前提

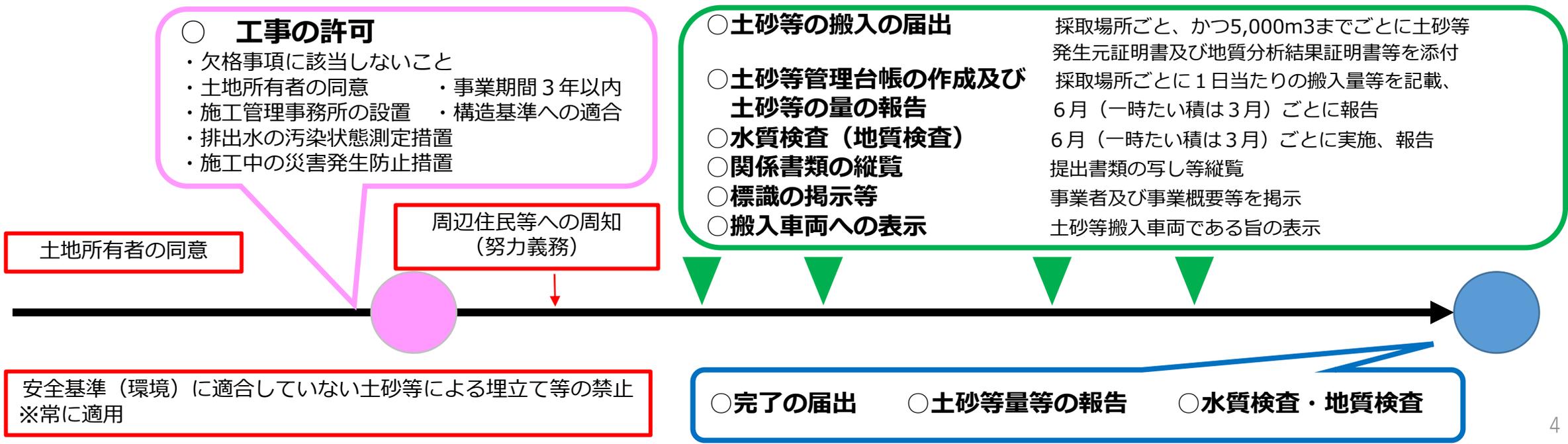
許可対象外

# 盛土規制法と土砂条例～許可申請から工事完了までの流れ～

盛土規制法



土砂条例



# 盛土規制法と土砂条例～許可基準～

土砂条例許可基準	盛土規制法における考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>欠格事項(※1)に該当しないこと</li> </ul>	欠格事項の考え方なし。 ただし、許可基準である「工事主の必要な資力及び信用」の判断において、暴力団員に該当しないことなどを誓約する書類等の提出を求めることで、資力及び信用の有無を適切に判断することとされている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者の同意</li> </ul>	所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利等を有する者の全ての同意を必要とする。
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間3年以内</li> </ul>	工期に係る規定なし。 ただし、「土石の堆積」は最大5年とされている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>施工管理事務所の設置</li> </ul>	規定なし。 ただし、土砂条例も現場に事務所を設置することを求めているわけではない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>構造基準(※2)</li> <li>施工中の災害発生防止措置</li> </ul>	政令において工事の技術的基準を規定するほか、技術的助言として「盛土等防災マニュアル」が策定されている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>排出水の汚染状態測定措置 (採取設備)</li> </ul>	土壌汚染防止の考え方なし。

※1 欠格事項：許可を取得することができない事由のこと。

例) 禁錮以上の刑に処せられてから3年を経過しない者ではないこと、暴力団員ではないこと 等

※2 構造基準：現行の土砂条例においては、(旧)宅地造成等規制法や都市計画法、森林法の許可等を取得した場合、土砂条例の構造基準は適用除外して許可の審査を行う。

# 盛土規制法と土砂条例～構造基準（埋立て、盛土、堆積）

項目	盛土規制法（政令、マニュアル）	比較	土砂条例（規則）
盛土形状	<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溪流等で高さ15m以上の場合は安定計算</li> </ul> <p>【勾配】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さに限らず、30度（1:1.8）以下</li> <li>・ 安定計算の上、安全が確保される勾配</li> </ul>	場合により	<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10m以上の場合は安定計算</li> </ul> <p>【勾配】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5m以下：約33度（1:1.5）</li> <li>・ 高さ5m以上10m以下：約30度（1:1.8）</li> <li>・ 高さ10m以上：安定計算の上、安全が確保される勾配</li> </ul> <p>※第1種から第3種建設発生土以外はすべて安定計算必要</p>
のり面保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等、風化その他の侵食に対する保護措置</li> </ul>	=	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石張り、芝張り、モルタルの吹付け等、風化その他の侵食に対する保護措置</li> </ul>
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30度を超えるがけが生じる場合は擁壁又は崖面崩壊防止施設設置</li> </ul>	>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁設置の条件なし</li> <li>・ 設置する場合：（旧）宅地造成等規制法施行令による</li> </ul>
段切り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しく傾斜をしている土地において段切り等の措置</li> </ul>	=	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しく傾斜をしている土地において段切り等の措置</li> </ul>
小段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5mごとに幅1～2m</li> </ul>	=	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5mごとに幅1m以上</li> </ul>
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盛土内排水工</li> <li>・ 地下排水工（暗渠排水、基盤排水等）</li> <li>・ 排水の流末処理</li> <li>・ 小段に排水施設</li> </ul>	>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のり面に排水構</li> <li>・ 小段に排水溝</li> </ul>
堆積形状 （一時堆積）	<p>【高さ】 なし</p> <p>【勾配】 なし</p> <p>【地盤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の勾配が約5.7度（1/10）以下（超える場合は、必要な措置）</li> <li>・ 地表水等による地盤の緩み等がある場合、地盤の改良その他の必要な措置</li> </ul>	場合により	<p>【高さ】</p> <p>5m以下</p> <p>【勾配】</p> <p>30度（1:1.8）以下</p> <p>【地盤】 なし</p>
保安地帯 （一時堆積）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが5m以下である場合 当該高さを超える幅の空地の設置</li> <li>・ 高さが5mを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地の設置</li> </ul>	場合により	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積に応じて、保安地帯を設置</li> <li>5ha未満:5m以上</li> <li>5ha以上10ha未満:10m以上</li> <li>10ha以上20ha未満:20m以上</li> <li>20ha以上:30m以上</li> </ul>

# 盛土規制法と土砂条例～監督・処分①～

土砂条例に比べ、盛土規制法の方が、段階ごとの命令内容や命令の相手方が明確になっている。

## 【盛土規制法】

不法盛土等の類型	不法盛土等（※）				命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	
許可取消処分		○	○		工事主 (許可を受けた者/ 条件に違反した者)
〔工事中〕 工事施行停止命令/ 災害防止措置命令	○		○	○	工事主 工事請負人 現場管理者
〔工事中〕 緊急の工事施行停止命令	○		○	○	工事主 工事請負人 現場管理者 工事に従事する者
〔工事施行後〕 土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令	○			○	土地の所有者・管理者・ 占有者 工事主

※ 許可の対象であり、技術的基準や手続に違反のある盛土等

# 盛土規制法と土砂条例～監督・処分②～

土砂条例に比べ、盛土規制法の方が、段階ごとの命令内容や命令の相手方が明確になっている。

## 【土砂条例】

違反事由の種類 (※1)	違反事由					命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	その他	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合		
許可の取消し/ 6月以内の事業停止命令		○	○		※2	許可を受けた者
緊急事業停止命令/ 措置命令					土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがある場合	許可を受けた者
土砂等撤去命令/ 災害防止措置命令	○					無許可で事業を行った者
完了・廃止時の災害防止 措置命令				○		許可を受けた者

※1 その他、安全基準不適合土砂等の搬入に係る土砂等撤去命令/土壌汚染防止措置命令あり  
命令の相手方：土砂等の埋立て等を行った者、土砂等を搬入した者、埋立て等を依頼した者 等

※2 土砂等搬入届出義務違反、水質検査等義務違反 等

# 盛土規制法と土砂条例～罰則～

盛土規制法の方が罰則は大きい。

盛土規制法 ※法人重科あり（例：無許可工事→3億円以下の罰金）	土砂条例
<div data-bbox="216 297 1149 501"><p><b>3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・無許可工事</li><li>・無許可工事に対する災害防止措置命令違反 等</li></ul></div> <div data-bbox="216 529 1149 868"><p><b>1年以下の懲役又は300万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・工事完了検査申請義務違反</li><li>・災害の発生のおそれ大きいと認められる場合の改善命令違反</li><li>・立入検査の拒否、妨害、答弁拒否 等</li></ul></div> <div data-bbox="216 896 1149 1039"><p><b>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・無届工事（特定盛土等規制区域）</li></ul></div> <div data-bbox="216 1068 1149 1215"><p><b>6月以下の懲役又は30万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・報告徴取に対する無報告、虚偽報告 等</li></ul></div> <div data-bbox="216 1243 1149 1386"><p><b>50万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・標識掲示義務違反</li></ul></div>	<div data-bbox="1363 297 2295 568"><p><b>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・安全基準違反による命令に対する違反</li><li>・無許可たい積</li><li>・無許可たい積に対する措置命令違反 等</li></ul></div> <div data-bbox="1363 596 2295 996"><p><b>50万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・（許可取得後）無届けの土砂等搬入</li><li>・土砂等の量などの定期報告義務違反</li><li>・水質検査等義務違反</li><li>・立入検査の拒否、妨害、答弁拒否</li><li>・報告徴取に対する無報告、虚偽報告</li></ul></div> <div data-bbox="1363 1025 2295 1168"><p><b>30万円以下の罰金</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・変更届提出義務違反</li></ul></div>

# 土壤汚染関係法令の比較

	土壤汚染対策法 (H15.2.15施行)	栃木県生活環境の保全等に関する条例 (H17.4.1施行)	栃木県土砂条例 (H11.4.1施行)
<b>目的</b>	<p>土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。</p>	<p>公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、他の法令と相まって、生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>
<b>土壤汚染に係る規制内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土壤汚染状況調査の義務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の土地の形質変更を行う届出に対し、都道府県知事等が土壤汚染のおそれがあると認めた場合</li> <li>・有害物質使用工場が廃止になったとき</li> </ul> </li> <li>○土壤汚染対策措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染が判明した場合は、都道府県知事等は「要措置区域」又は「形質変更時届出区域」に指定。「要措置区域」に指定したときは、土地所有者等に対し汚染の除去等を行うことを指示</li> </ul> </li> <li>○汚染土壌の処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「汚染土壌」を搬出する場合、事前の届出、運搬基準の遵守、管理票の交付、都道府県知事等の許可を受けた「汚染土壌処理施設」への搬出などが義務付け</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質を含む汚水の地下浸透の禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・何人も、カドミウム等の有害物質又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で規則で定めるものを地下に浸透させてはならない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚染土砂等の搬入禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂等の安全基準に適合した土砂等の使用</li> <li>・特定事業（3,000m<sup>2</sup>以上の埋立て等）についてはあらかじめ許可を受けること</li> <li>・土砂等を搬入する前に土砂等搬入届（計量証明書を添付）を提出</li> <li>・土砂搬入後の定期検査及び完了検査（土壌分析等を実施）</li> </ul> </li> </ul>
<b>搬入土砂の汚染状態の確認</b>	無し	無し	有り

## ＜規制の目的・内容＞

- 盛土規制法と土砂条例は、盛土等による災害発生防止について、目的は重複し、規制及び罰則は同法が同条例よりも細かく厳しいものとなっている。
- 盛土規制法には土壌汚染の防止に係る規制はない。  
既存の法令における規制では、外部から搬入される土砂等の汚染状態を確認することができない。

## ＜規制区域＞

- 土砂条例の災害発生防止関連規定は県内全域において適用されているが、盛土規制法においても、人命を守るために必要十分なエリアを規制区域に指定することとされている。  
盛土規制法の規制区域においては、土砂条例が重複して災害の発生の防止を図る必要はない。



## ＜方向性＞

- 構造基準などの災害発生防止関連規定は土砂条例から削除する。（＝盛土規制法に移行する。）
- 盛土規制法の規制対象外である土壌の汚染の防止については、条例により継続して規制する。